

JETPV_m 認証業務規程

一般財団法人 電気安全環境研究所

製品認証部

白 紙

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 1. 目的 | 5 |
| 2. 用語の定義 | 5 |
| 3. JETPV _m 認証の対象 | 5 |
| 4. 認証等 | 6 |
| 5. 申込み等 | 6 |
| 6. 申込みの取下げ | 6 |
| 7. 認証登録 | 6 |
| 8. 認証書 | 7 |
| 9. JETPV _m 認証の公表 | 7 |
| 10. 認証継続の要件 | 7 |
| 11. モジュール認証の更新 | 8 |
| 12. 認証書等記載事項の変更 | 8 |
| 13. 認証の取消し | 9 |
| 14. 認証書等の返却 | 10 |
| 15. 認証試験 | 11 |
| 16. 試験品等 | 11 |
| 17. JETPV _m 認証試験基準等 | 11 |
| 18. 試験品等の返却等 | 11 |
| 19. 認証試験結果の通知等 | 12 |
| 20. 認証試験成績書等の発行 | 12 |
| 21. 確認試験 | 12 |

| | |
|----------------------------------|----|
| 22. 市場買い上げ試験 | 13 |
| 23. 工場調査 | 13 |
| 24. 初回工場調査の方法等 | 13 |
| 25. 初回工場調査結果の通知等 | 14 |
| 26. 定期工場調査の方法等 | 14 |
| 27. 定期工場調査結果の通知等 | 15 |
| 28. 立入工場調査 | 15 |
| 29. 立入工場調査結果の措置 | 15 |
| 29の2. 信頼性保証体制調査 | 16 |
| 29の3. 初回信頼性保証体制調査の方法等 | 16 |
| 29の4. 初回信頼性保証体制調査結果の通知等 | 16 |
| 29の5. 定期信頼性保証体制調査の方法等 | 17 |
| 29の6. 定期信頼性保証体制調査結果の通知等 | 17 |
| 29の7. 立入信頼性保証体制調査 | 18 |
| 29の8. 立入信頼性保証体制調査結果の措置 | 18 |
| 30. 試験員及び工場調査員 | 18 |
| 31. JETPV _m 認証マーク等の表示 | 18 |
| 32. 認証マークの使用管理等 | 19 |
| 33. 認証マークの誤用等 | 19 |
| 34. 品質等の維持義務 | 19 |
| 35. 事故責任の帰属 | 20 |
| 36. 記録の作成及び保存 | 20 |
| 37. 認証取得者における検査記録の保管等 | 20 |

| | |
|----------------|----|
| 38. 苦情の受付、記録等 | 20 |
| 39. 認証料等 | 21 |
| 40. 認証料等の返還 | 21 |
| 41. 承継 | 21 |
| 42. 守秘義務 | 21 |
| 43. 試験等に際しての損害 | 21 |
| 44. 苦情及び異議申し立て | 22 |
| 45. 当事者間の紛争の処理 | 22 |
| 46. 認証制度運営委員会 | 22 |
| 47. 合意管轄 | 22 |
| 48. 様式 | 22 |
| 49. 実施要領等 | 22 |

1. 目的

この規程は、太陽電池モジュールの性能、信頼性及び安全性を確保し、以て太陽光発電システムの普及に資するため、一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」といいます。）が行う、モジュールの認証に必要な事項を定めるものです。

2. 用語の定義

この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 1) 「モジュール」とは、太陽電池セル又はサブモジュールを耐環境性のため外圍器に封入し、かつ、規定の出力をもたせた最小単位の発電ユニットをいいます。
- 2) 「認証対象モデル」とは、JET PVm認証を取得しようとするモジュールの製品モデル（識別記号（認証申込者において製品モデルが特定でき、かつ、JETが発行する認証書の記載事項を特定することができること。））をいいます。
- 3) 「JETPVm認証」は、「モジュール認証」及び「信頼性認証（保証体制）」から構成されます。
- 4) 「モジュール認証」とは、JETが、認証対象モデルに対して所定の認証試験を行い、その製品を製造する製造工場等に対して工場調査を行い、認証基準に適合していることを確認し、登録することをいいます。
- 5) 「信頼性認証（保証体制）」とは、JETが、JIS Q 8901「地上設置の太陽電池（PV）モジュール－信頼性保証体制（設計、製造及び性能保証）の要求事項」に基づき、製品責任者がモジュールの性能保証の期間にわたり、性能保証の範囲内で規定された性能を、モジュール単体の信頼性とサービスとの組合せで確保できる体制を有しているかどうかを確認し、登録することをいいます。
- 6) 「製造事業者等」とは、モジュールの製造事業者、流通事業者、輸入事業者等をいいます。
- 7) 「製品責任者」とは、モジュールの製品（設計、製造及び性能保証）の主たる責任をもつ事業者をいいます。
- 8) 「認証申込者」とは、この規程の各項の規定に同意するモジュールの製造事業者等であって、JETPVm認証の申込みを行う者又は製品責任者であって、信頼性認証（保証体制）の申込みを行う者をいいます。
- 9) 「認証取得者」とは、JETPVm認証を取得した認証申込者をいいます。
- 10) 「試験品」とは、認証対象モデルについて、認証製品として販売することができるものと同等の状態にある試験用のモジュールをいいます。
- 11) 「認証モデル」とは、モジュール認証を取得した認証対象モデルをいいます。
- 12) 「認証製品」とは、認証モデルと同等の状態にあることを認証取得者が工場等において確認したモジュールであって、販売を意図したものをいいます。

3. JETPVm認証の対象

JETPVm認証の対象は、地上に設置する太陽光発電システムに用いる非集光形の地上用結晶系太陽電池モジュール又は非集光形の地上用薄膜系太陽電池モジュールであって、最大システム電圧が45Vを超えるものとします。

4. 認証等

- 4.1 JETPVm認証は、認証申込者の申込みに基づいて行います。
- 4.2 モジュール認証は、認証申込者（製造事業者等）における認証対象モデル毎に行います。
- 4.3 信頼性認証（保証体制）は、認証申込者（製品責任者）の信頼性保証体制に対して行います。

5. 申込み等

- 5.1 モジュール認証の取得を希望される場合には、モジュール認証申込書に試験品及び次の書類を添えて、申し込んでいただきます。
- 1) 基本／類似モジュールの仕様書
 - 2) PVm工場調査票 セクション B
 - 3) その他これらに付属する資料等
- 5.2 JETは、第5.1項のモジュール認証申込書の記載内容及び試験品の個数等を確認したときは、認証申込書に、受付年月日、受付番号を記載し、その写しを認証申込者に渡します。
- 5.3 信頼性認証（保証体制）の取得を希望される場合には、信頼性認証（保証体制）申込書に次の書類を添えて、申し込んでいただきます。
- 1) 太陽電池（PV）モジュール信頼性保証体制調査票 セクション B
 - 2) その他これに付属する資料等
- 5.4 JETは、第5.3項の信頼性認証（保証体制）申込書の記載内容を確認したときは、認証申込書に、受付年月日、受付番号を記載し、その写しを認証申込者に渡します。
- 5.5 JETは、認証申込者から認証申込書の記載に誤り又は変更がある旨の通知を受けたときは、第7項の規定による認証登録が行われるまでは、原則としてこれに対応するものとします。

6. 申込みの取下げ

JETは、認証申込者から認証申込取届が提出されたときには、直ちに認証試験等の認証業務を中止し、認証申込者に認証申込書及び添付された書類並びに試験品を返却します。

7. 認証登録

- 7.1 JETは、第4.1項の規定によるモジュール認証申込者の申込みに基づき、認証試験及び初回工場調査を実施し、次の各号に適合していることを確認したときは、JETが管理する認証登録簿に必要事項を登録し、認証します。
- 1) 第15項の認証試験の結果が適切であること
 - 2) 第23項第1)号の初回工場調査の結果が適切であること

7.2 JETは、第4.1項の規定による信頼性認証（保証体制）申込者の申込みに基づき、初回信頼性保証体制調査を実施し、JIS Q 8901に適合していることを確認したときは、JETが管理する認証登録簿に必要事項を登録し、認証します。

8. 認証書

8.1 JETは、第7項の認証登録を行ったときは、当該認証対象モデルの認証申込者に対して、認証書を発行します。

8.2 JETは、認証取得者が認証書を汚し、損じ又は失ったときは、認証取得者の要求に基づき、認証書の再発行を行います。

8.3 JETは、認証取得者の請求により、認証書の複本を発行します。

8.4 JETは、第12項の規定による、認証書記載事項の変更手続きが完了した場合、認証取得者の請求により、認証書（最新版）を発行します。

9. JETPV_m認証の公表

JETは、第7項の認証登録を行ったときは、認証取得者名、識別記号、認証登録年月日等を、JETのホームページ等に掲載し、公表します。ただし、認証取得者が公表を希望しない内容がある旨をJETに文書で通知したときは、JETは、認証取得者と協議のうえ公表方法を決定します。

10. 認証継続の要件

10.1 モジュール認証の有効期間は、5年間とし、次に適合していることを要件とします。

- 1) 認証書の記載事項に変更があった場合において、第12項の規定による手続きが適切に行われていること
- 2) 第13項の認証取消に該当するものでないこと
- 3) 第21項の確認試験が行われた場合、その結果が適切であること
- 4) 第22項の市場買い上げ試験が行われた場合、その結果が適切であること
- 5) 第23項の定期工場調査が行われた場合、その結果が適切であること
- 6) 第23項の立入工場調査が行われた場合、その結果が適切であること

10.2 信頼性認証（保証体制）の有効期間は、無期限とし、次に適合していることを要件とします。

- 1) 認証書の記載事項に変更があった場合において、第12項の規定による手続きが適切に行われていること
- 2) 第13項の認証取消に該当するものでないこと
- 3) 第29の2項の定期信頼性保証体制調査が行われた場合、その結果が適切であること
- 4) 第29の2項の立入信頼性保証体制調査が行われた場合、その結果が適切であること

1 1. モジュール認証の更新

- 11.1 モジュール認証は、認証取得者の申込みにより、更新することができます。
- 11.2 前項の更新は、原則として認証の有効期間満了の日の12ヶ月から6ヶ月前までの間に、認証申込書に試験品を添えて提出していただきます。
- 11.3 JETは、前項の試験品が、第17項で定めるJETPVM認証試験基準等に適合しないことが判明したときは、更新を行わないこととします。
- 11.4 第4項から第10項及び第23項第2)号の規定は、認証の更新の場合に準用します。

1 2. 認証書等記載事項の変更

- 12.1 JETは、モジュール認証取得者において、認証書（認証書付属書を含みます。）に記載された事項のうち、次のいずれかの事項に変更が生じたときは、遅滞なく、認証書記載事項変更届を提出していただきます。
- 1) 認証取得者及び認証製品製造工場に関する記載事項に変更があったとき
 - 2) 認証製品製造工場を廃止するとき
- なお、認証取得者において、認証書に記載された事項のうち、製品の型名等（認証モデルの名称、認証モデルの型名及び認証モデルの仕様）を変更するときは、新たに新規のモデルとして認証申込書を提出していただきます。
- 12.2 JETは、モジュール認証取得者において、認証書に記載された事項のうち、認証製品製造工場を追加又は新設するときは、あらかじめ、認証書記載事項変更届を提出していただきます。
- 12.3 JETは、前項の記載事項変更届の内容を審査し、必要と判断した場合には、変更に係る認証製品を製造する工場に対する工場調査を行います。第23項の規定は、この工場調査に準用します。
- 12.4 JETは、モジュール認証取得者において、第5.1項の申込書に添付する書類の記載事項のうち、次のいずれかの事項を変更しようとするときは、あらかじめ、申込書添付書類記載事項変更届を提出していただきます。
- 1) PVM工場調査票 Section Bに記載された認証製品製造工場の製造工程を変更するとき
 - 2) 基本／類似モジュールの仕様書に記載されたモジュールの仕様を変更するとき
- 12.5 第12.3項の規定は、前項第1号の届出に準用します。
- 12.6 JETは、第12.4項第2号の記載事項変更届の内容を審査し、必要と判断した場合には、変更に係る認証製品に対する試験を行います。第15項（認証試験）の規定は、この試験に準用します。
- 12.7 JETは、信頼性認証（保証体制）取得者において、認証書（認証書付属書を含みます。）に記載された事項のうち、次のいずれかの事項に変更が生じたときは、

遅滞なく、認証書記載事項変更届を提出していただきます。

- 1) 認証取得者（製品責任者）、設計事業者、製造事業者及び性能保証事業者に関する記載事項に変更があったとき
- 2) 製造事業者又は性能保証事業者を追加又は変更するとき
- 3) 対象製品の型名等を変更するとき

なお、認証取得者において、認証書に記載された事項のうち、設計事業者を追加又は変更するときは、新たに認証申込書を提出していただきます。

12.8 JETは、信頼性認証（保証体制）取得者において、前項の2)又は3)に係る変更を希望するときは、あらかじめ、認証書記載事項変更届を提出していただきます。

12.9 JETは、前項の記載事項変更届の内容を審査し、必要と判断した場合には、変更に係る事業者に対する調査を行います。第29の2項の規定は、この調査に準用します。

12.10 JETは、信頼性認証（保証体制）取得者において、第5.3項の申込書に添付する書類の記載事項のうち、次のいずれかの事項を変更しようとするときは、あらかじめ、申込書添付書類記載事項変更届を提出していただきます。

- 1) 信頼性認証（保証体制）調査票に記載された保証体制を変更するとき
- 2) 機能耐用年数又は性能保証年数を変更するとき

12.11 第12.9項の規定は、前項の届出に準用します。

12.12 JETは、申込書添付書類記載事項の変更を認めたときは、その旨を認証取得者に通知します。

12.13 JETは、認証書記載事項の変更を認めたときは、認証登録簿に記録するとともに、認証取得者に通知し、その旨をJETのホームページ等に掲載し、公表します。

13. 認証の取消し

13.1 JETは、モジュール認証取得者に次のいずれかの事由が生じ、JETの催告にもかかわらず改善が行われなかったとき、又はモジュール認証取得者から認証の取消の申し出があったときは、当該認証モデルの認証を取り消し、認証登録簿の記載事項を抹消することができるものとします。

- 1) 第10.1項各号（2）号を除く。）に規定する認証継続の要件に適合しないことが明らかになったとき
- 2) 第11.4項の規定で準用する第7項の規定に基づく第15項の認証試験において、第17項で定めるJETPVM認証試験基準等に適合しないことが明らかになったとき
- 3) 認証書記載事項の変更があつたにもかかわらず、第12.1項の規定に基づく認証書記載事項変更届を3ヶ月以上怠ったとき。
- 4) 認証書の記載事項に変更があつたにもかかわらず、第12.2項の規定に基づく認証書記載事項の事前届を怠ったとき
- 5) 第23項2)号又は3)号の規定による工場調査の実施を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は工場調査員の質問に対して正当な理由なく回答せず若しくは虚偽の回答をしたとき
- 6) 第33項に規定する認証マークの誤用等に抵触したとき

（お客様用：JETPVM-PR003/2013）

- 7) 第34.2項に規定する品質等の維持義務を果たしていないことが明らかになったとき
- 8) 第39項の規定に基づく認証料等の支払いを怠ったとき
- 9) 支払いの停止又は破産宣告、特別清算、民事再生若しくは会社更生の申し立てを受け又は自ら申し立て、認証製品を製造しないことが明らかになったとき
- 10) JETとの間の信頼関係を破壊する行為があったとき

13.2 JETは、前項の規定により認証の取消しを行ったときは、認証取得者に対して認証取消しの通知を行うとともに、当該認証製品の在庫報告を行うことを求め、必要に応じて既に当該認証製品に表示した認証マークを削除することを求めます。

13.3 JETが認証取得者に前項の要求を行った場合、認証取得者には、誠実にこれに応じていただきます。

13.4 JET は、信頼性認証（保証体制）取得者に次のいずれかの事由が生じ、JETの催告にもかかわらず改善が行われなかったとき、又は信頼性認証（保証体制）取得者から認証の取消の申し出があったときは、当該認証を取り消し、認証登録簿の記載事項を抹消することができるものとします。

- 1) 第 10.2 項各号（ 2）号を除く。）に規定する認証継続の要件に適合しないことが明らかになったとき
- 2) 認証書記載事項の変更があったにもかかわらず、第 12.7 項の規定に基づく認証書記載事項変更届を3ヶ月以上怠ったとき。
- 3) 認証書の記載事項に変更があったにもかかわらず、第 12.8 項の規定に基づく認証書記載事項の事前届を怠ったとき
- 4) 第 29 の 2 項 2)号又は 3)号の規定による調査の実施を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は調査員の質問に対して正当な理由なく回答せず若しくは虚偽の回答をしたとき
- 5) 第 39 項の規定に基づく認証料等の支払いを怠ったとき
- 6) 支払いの停止又は破産宣告、特別清算、民事再生若しくは会社更生の申し立てを受け又は自ら申し立て、対象製品を製造しないことが明らかになったとき
- 7) JETとの間の信頼関係を破壊する行為があったとき

13.5 JETは、前項の規定により認証の取消しを行ったときは、認証取得者に対して認証取消しの通知を行います。

13.6 JETは、認証の取消しを行ったときは、その旨をJETのホームページ等に掲載し、公表します。この場合、掲載の内容、時期等については、第13.1項又は第13.4項の取消事由等を勘案して決定します。

14. 認証書等の返却

14.1 JETは、第13項の規定により認証を取り消したときは、認証取得者に対して、その取り消しに係る認証書（再発行した認証書、認証書（複本）及び認証書（最新版）を含みます。）の返却を要求することができるものとします。

14.2 JETが認証取得者に前項の要求を行った場合、認証取得者には、誠実にこれに

応じていただきます。

15. 認証試験

15.1 JETは、試験品に対して、第17項のJETPV_m認証試験基準等への適合性を確認するため、認証試験を実施します。

15.2 前項の認証試験は、原則としてJETの試験設備で行います。ただし、試験品の搬入が著しく困難な場合その他特別の事由がある場合には、認証申込者の工場その他当該試験品の認証試験の実施に必要な環境が備えられている場所へ出張して認証試験を行う場合があります。

15.3 JETは、認証申込者より提出された次の各号のいずれかのものが相当であると認めるときは、当該提出物にかかる試験結果を製品試験に活用することができます。

- 1) IECCE CB-FCS(Full Certification Scheme) Scheme for Mutual Recognition of Conformity Assessment Certificates for Electrotechnical Equipment and Components に基づいて発行された CB-FCS Conformity Assessment Certificate (CAC：適合性評価証明書) にかかる適合性評価報告書
- 2) 電気製品に使用される部品・材料登録制度で登録された部品等
- 3) JET との間において、PV 製品試験に係る試験データ相互受け入れの契約を締結している機関が発行した試験成績書
- 4) 「試験データ受入規程」に基づき、JET に登録された試験所から提出された試験成績書

16. 試験品等

16.1 JETは、認証試験を行うため認証申込者に、試験品を、第17項で定めるJETPV_m認証試験基準による必要個数を提出していただきます。ただし、認証申込者との協議により提出個数を変更する場合があります。

16.2 JETは、認証申込者との協議によって、認証試験の実施に必要な部品等を認証申込者に提出していただくことがあります。

17. JETPV_m認証試験基準等

17.1 JETが用いる認証試験の基準は、JETが別に定める「JETPV_m認証試験基準」とします。

17.2 JETPV_m認証試験基準に定めが無い事項については、関係法令等に定められた基準等又はJETが定めた基準を適用します。

18. 試験品等の返却等

18.1 JETは、認証試験が終了した場合には、認証申込者から提出していただいた試験品等を、認証申込者に返却します。

18.2 前項の場合、認証申込者には、試験品を速やかに引き取っていただきます。

18.3 JETは、認証試験の実施によって生じた試験品等の解体、損傷、破損等については、一切その責任を負わないものとします。

19. 認証試験結果の通知等

19.1 JETは、認証試験の結果、JETPV_m認証試験基準等に適合しない部分が認められた場合には、認証申込者に対して、不適合箇所、改善期限、改善品の提出個数等を記したお知らせを発行します。

19.2 JETは、認証申込者に、改善期限内に不適合箇所を改善し、改善説明書及び改善した試験品を添えて提出していただきます。

19.3 認証申込者は、改善期限内に不適合箇所を改善することが出来ない場合には、改善品提出延期届けを提出することによって、第19.1項の改善期限を12ヶ月を超えない範囲で届け出た期日まで延期することができます。

19.4 JETは、第19.2項又は前項の規定により提出された改善後の試験品について、継続して認証試験を実施します。

19.5 JETは、認証申込者から改善期限内に第19.2項又は第19.3項の手続きが行われないときは、不合格として処理し、認証試験不合格通知書を認証申込者に発行します。

20. 認証試験成績書等の発行

20.1 JETは、認証試験が終了したときは、認証申込者の請求に基づき、試験成績書を発行します。

20.2 JETは、第12項の規定による認証書記載事項の変更手続きが完了した場合、認証申込者又は認証取得者の請求により、試験成績書を発行します。

21. 確認試験

21.1 確認試験は、第31項の規定により認証マークが表示された認証製品に対して、JETが第三者から、JETPV_m認証試験基準等への適合性について指摘を受けた場合において、JETが必要と認めたときに、JETPV_m認証試験基準等への適合性を確認するために行う試験です。

21.2 JETは、確認試験を行うため、当該認証モデルの認証取得者に、当該認証モデルの試験品を提出していただきます。

21.3 JETは、提出していただいた試験品に対して、JETPV_m認証試験基準等への適合性試験を実施し、その試験結果及び評価結果を、JETPV_m認証試験基準等への適合性について指摘した第三者及び当該認証モデルの認証取得者に、お知らせします。

21.4 第18項の規定は、確認試験の場合に準用します。

2 2. 市場買い上げ試験

22.1 市場買い上げ試験は、第31項の規定により認証マークが表示され流通に置かれている認証製品が、JETPV_m認証試験基準等に適合していることを確認するため、JETが必要と認めた場合に行う試験（以下「市場買い上げ試験」といいます。）です。

22.2 市場買い上げ試験に供する試験品は、JETが買い上げることを原則とします。

22.3 前項の試験結果は、必要に応じて認証取得者に、お知らせします。

2 3. 工場調査

JETが行う工場調査は、次の3種類で構成します。

1) 初回工場調査

初回工場調査は、第7項の認証登録に際して、当該製造工場がJETPV_m認証試験基準等に適合している認証製品を継続的に製造することができる体制にあることを確認するために行うものです。ただし、JETPV_m認証を既に取得している他の認証モデルの製造工場であって、初回工場調査又は定期工場調査を受け6ヶ月を経過しない製造工場の場合は、JETの判断によって初回工場調査を省略する場合があります。

2) 定期工場調査

定期工場調査は、当該製造工場が認証製品を継続的に製造することができる体制を維持していることを確認するためのもので、原則として年一回以上行います。前号のただし書きの規定は、定期工場調査の場合に、準用します。

3) 立入工場調査

立入工場調査は、認証マークが表示された認証製品に、JETPV_m認証試験基準等に対して重大な不適合が発見されたとき、又は認証モデルの登録内容に疑義が生じたとき等の場合に、その事実を確認するため、必要に応じて製造工場に立ち入って行うものです。

2 4. 初回工場調査の方法等

24.1 初回工場調査の実施日時は、認証申込者との協議により決定します。

24.2 JETは、初回工場調査の実施に先立ち、認証申込者に、JETが別に定める「調査票」に必要事項を記入し、提出していただきます。

24.3 JETは、前項の規定により提出された調査票の記載内容を確認の上、工場調査員に初回工場調査を命じます。

24.4 命を受けた工場調査員は、「調査票」及びJETが別に定める「工場調査票」に基づき、製造工場の初回工場調査を行い、その結果を当該工場調査票に記し、認証

申込者の工場調査立会者との間でその内容を確認した上で、双方が署名して、その写しを工場調査立会者に渡します。

24.5 命を受けた工場調査員は、初回工場調査の目的を達成するため、製造工場の就業時間内に必要な限度において当該工場の関係部分に、技術的機密事項及び工場の安全操業の維持に支障をきたす部分を除き、自由に立ち入ることができるものとします。

24.6 J E Tは、認証申込者より提出された IECCE CB-FCS (Full Certification Scheme) Scheme for Mutual Recognition of Conformity Assessment Certificates for Electrotechnical Equipment and Components に基づいて発行された CB-FCS Conformity Assessment Certificate (CAC : 適合性評価証明書) が相当であると認められたときは、当該提出物にかかる工場調査結果を初回工場調査に活用することができます。

25. 初回工場調査結果の通知等

25.1 JETは、初回工場調査の結果、改善を要する部分が認められた場合には、改善期限を付して、認証申込者にお知らせします。

25.2 JETは、認証申込者に、改善期限内に当該部分を改善していただき、その旨の連絡を受けた場合には、継続して初回工場調査を実施します。

25.3 認証申込者は、改善期限内に当該部分の改善を行うことができない場合には、改善延期届けを提出することによって、第25.1項の改善期限を2ヶ月を超えない範囲で届け出た期日まで延期することが出来ます。

25.4 JETは、改善期限内に第25.2項又は第25.3項の手続きが行われなときは、不合格として処理し、初回工場調査不合格通知書を認証申込者に発行します。

26. 定期工場調査の方法等

26.1 定期工場調査は、実施日時を予告せずに行います。ただし、JETが定期工場調査の目的を達成するために必要と判断した場合には、定期工場調査の実施日時を認証取得者との協議により決定します。

26.2 JETは、初回工場調査等において必要事項が記入された工場調査票等を確認のうえ、工場調査員に定期工場調査を命じます。

26.3 第24.4項及び第24.5項の規定は、定期工場調査に準用します。

26.4 J E Tは、認証申込者より J E Tが認める検査機関が発行した工場調査結果が提出され、当該調査結果が相当であると認められたときは、当該調査結果を定期工場調査に活用することができます。

27. 定期工場調査結果の通知等

27.1 JETは、定期工場調査の結果、改善を要する部分が認められた場合には、改善期限を付して、認証取得者にお知らせします。この場合、必要に応じて、改善されたことをJETが確認するまで第31項の規定に基づく認証マークの使用を停止していただくことがあります。

27.2 JETは、認証申込者に、改善期限内に当該部分を改善していただき、その旨の連絡を受けた場合には、継続して定期工場調査を実施します。

27.3 認証取得者は、改善期限内に当該部分の改善を行うことができない場合には、改善延期届けを提出することによって、当該製造工場で製造する認証モデルの有効期限において、第27.1項の改善期限を2ヶ月を超えない範囲で届け出た期日まで延期することができます。この場合、第27.1項後段の措置は継続されます。

27.4 JETは、改善期限内に第27.2項又は第27.3項の手続きが行われなときは、不合格として処理し、定期工場調査不合格通知書を認証取得者に発行します。この場合、第7項の規定に基づく認証登録（第11項の規定に基づく更新を含む。）は、第27.1項のお知らせの日に遡って、失効するものとします。

28. 立入工場調査

28.1 立入工場調査は、通常、実施日時を予告せずに行います。

28.2 JETは、立入工場調査を命じた工場調査員等に、調査の事由、調査日時等を記した書類を携帯させ、認証取得者に提示します。

28.3 認証取得者には、JETの立入工場調査目的を達成するため、正当な理由がある場合を除き、JETの命を受けた工場調査員等の立入工場調査を受け容れ、当該工場の関係区画への立入及び関係書類の閲覧を容認していただきます。

28.4 命を受けた工場調査員等は、工場調査票等に基づき、製造工場の立入工場調査を行い、その結果（前項の正当な理由を主張され調査することができない事実を含む。）を当該調査票に記し、認証取得者の工場調査立会者との間でその内容を確認した上で、双方が署名して、その写しを工場調査立会者に渡します。

29. 立入工場調査結果の措置

29.1 JETは、立入工場調査の結果（前項の正当な理由を主張され調査することが出来ない事実を含む。）、是正を必要とする部分が認められたときには、改善期限を付して、認証取得者にお知らせします。この場合、必要に応じて、改善されたことをJETが確認するまで、当該製造工場に係わる認証製品に対する第31項の規定に基づく認証マークの使用を停止していただくことがあります。

29.2 認証取得者において、前項の改善期限内に是正を必要とする部分が改善されないときには、当該製造工場に係わる認証モデルの認証登録は、前項のお知らせの日に遡って、失効するものとします。

29の2. 信頼性保証体制調査

JETが行う信頼性保証体制調査は、次の3種類で構成します。

1) 初回信頼性保証体制調査

初回信頼性保証体制調査は、第7.2項の認証登録に際して、製品責任者がモジュールの性能保証の期間にわたり、性能保証の範囲内で規定された性能を、モジュール単体の信頼性とサービスとの組合せで確保できる体制にあることを確認するために行うものです。

2) 定期信頼性保証体制調査

定期信頼性保証体制調査は、製品責任者が当該信頼性保証体制を維持していることを確認するためのもので、原則として年一回以上行います。

3) 立入信頼性保証体制調査

立入信頼性保証体制調査は、信頼性保証体制の登録内容に疑義が生じたとき等の場合に、その事実を確認するため、必要に応じて製品責任者、設計事業者、製造事業者又は性能保証事業者に立ち入って行うものです。

29の3. 初回信頼性保証体制調査の方法等

29の3.1 初回信頼性保証体制調査の実施日時は、認証申込者との協議により決定します。

29の3.2 JETは、初回信頼性保証体制調査の実施に先立ち、認証申込者に、JETが別に定める「調査票」に必要事項を記入し、提出していただきます。

29の3.3 JETは、前項の規定により提出された調査票の記載内容を確認の上、工場調査員に初回信頼性保証体制調査を命じます。

29の3.4 命を受けた工場調査員は、「調査票」及びJETが別に定める「信頼性保証体制調査票」に基づき、製品責任者、設計事業者、製造事業者及び性能保証事業者に対して初回信頼性保証体制調査を行い、その結果を当該信頼性保証体制調査票に記し、認証申込者の調査立会者との間でその内容を確認した上で、双方が署名して、その写しを調査立会者に渡します。

29の3.5 命を受けた工場調査員は、初回信頼性保証体制調査の目的を達成するため、事業者の就業時間内に必要な限度において当該事業者の関係部分に、技術的機密事項及び事業者の安全操業の維持に支障をきたす部分を除き、自由に立ち入ることができるものとします。

29の3.6 JETは、認証申込者より提出された製造事業者のJIS Q 9001の認証書の適用範囲に太陽電池モジュール製造部門が含まれていると認めたときは、当該認証を初回信頼性保証体制調査に活用することができます。

29の4. 初回信頼性保証体制調査結果の通知等

29の4.1 JETは、初回信頼性保証体制調査の結果、改善を要する部分が認められた場合には、改善期限を付して、認証申込者にお知らせします。

29の4.2 JETは、認証申込者に、改善期限内に当該部分を改善していただき、その旨の連絡を受けた場合には、継続して初回信頼性保証体制調査を実施します。

29の4.3 認証申込者は、改善期限内に当該部分の改善を行うことができない場合には、改善延期届けを提出することによって、第29の4.1項の改善期限を2ヶ月を超えない範囲で届け出た期日まで延期することができます。

29の4.4 JETは、改善期限内に第29の4.2項又は第29の4.3項の手続きが行われないときは、不合格として処理し、初回信頼性保証体制調査不合格通知書を認証申込者に発行します。

29の5. 定期信頼性保証体制調査の方法等

29の5.1 定期信頼性保証体制調査は、実施日時を予告せずに行います。ただし、JETが定期信頼性保証体制調査の目的を達成するために必要と判断した場合には、定期信頼性保証体制調査の実施日時を認証取得者との協議により決定します。

29の5.2 JETは、初回信頼性保証体制調査等において必要事項が記入された信頼性保証体制調査票等を確認のうえ、工場調査員に定期信頼性保証体制調査を命じます。

29の5.3 第29の3.4項及び第29の3.5項の規定は、定期信頼性保証体制調査に準用します。

29の5.4 JETは、認証取得者よりJETが認める調査機関が発行した調査結果が提出され、当該調査結果が相当であると認めたときは、当該調査結果を定期信頼性保証体制調査に活用することができます。

29の6. 定期信頼性保証体制調査結果の通知等

29の6.1 JETは、定期信頼性保証体制調査の結果、改善を要する部分が認められた場合には、改善期限を付して、認証取得者にお知らせします。この場合、必要に応じて、改善されたことをJETが確認するまで第9項の規定に基づく公表内容に改善中である旨付記させていただくことがあります。

29の6.2 JETは、認証取得者に、改善期限内に当該部分を改善していただき、その旨の連絡を受けた場合には、継続して定期信頼性保証体制調査を実施します。

29の6.3 認証取得者は、改善期限内に当該部分の改善を行うことができない場合には、改善延期届けを提出することによって、第29の6.1項の改善期限を2ヶ月を超えない範囲で届け出た期日まで延期することができます。この場合、第29の6.1項後段の措置は継続されます。

29の6.4 JETは、改善期限内に第29の6.2項又は第29の6.3項の手続きが行われないときは、不合格として処理し、定期信頼性保証体制調査不合格通知書を認証取得者に発行します。この場合、第7.2項の規定に基づく認証登録は、第29の6.1項のお知らせの日を遡って、失効するものとします。

29の7. 立入信頼性保証体制調査

29の7.1 立入信頼性保証体制調査は、通常、実施日時を予告せずに行います。

29の7.2 JETは、立入信頼性保証体制調査を命じた工場調査員等に、調査の事由、調査日時等を記した書類を携帯させ、認証取得者に提示します。

9の7.3 製品責任者、設計事業者、製造事業者及び性能保証事業者には、JETの立入信頼性保証体制調査目的を達成するため、正当な理由がある場合を除き、JETの命を受けた工場調査員等の立入信頼性保証体制調査を受け容れ、当該事業所の関係区画への立入及び関係書類の閲覧を容認していただきます。

29の7.4 命を受けた工場調査員等は、信頼性保証体制調査票等に基づき、製品責任者、設計事業者、製造事業者又は性能保証事業者に対する立入信頼性保証体制調査を行い、その結果（前項の正当な理由を主張され調査することができない事実を含む。）を当該調査票に記し、認証取得者の調査立会者との間でその内容を確認した上で、双方が署名して、その写しを調査立会者に渡します。

29の8. 立入信頼性保証体制調査結果の措置

29の8.1 JETは、立入信頼性保証体制調査の結果（前項の正当な理由を主張され調査することができない事実を含む。）、是正を必要とする部分が認められたときには、改善期限を付して、認証取得者にお知らせします。この場合、必要に応じて、改善されたことをJETが確認するまで、第9項の規定に基づく公表内容に改善中である旨付記させていただくことがあります。

29の8.2 認証取得者において、前項の改善期限内に是正を必要とする部分が改善されないときには、第7.2項の規定に基づく認証登録は、前項のお知らせの日に遡って、失効するものとします。

30. 試験員及び工場調査員

30.1 試験員は、モジュール認証試験業務に直接従事する者をいい、技能資格認定規程（PCM-22）に従って認定された者としてします。

30.2 工場調査員は、初回工場調査、定期工場調査、初回信頼性保証体制調査、定期信頼性保証体制調査等の業務に直接従事する者をいい、技能資格認定規程（PCM-22）に従って認定された者としてします。

31. JETPV_m認証マーク等の表示

31.1 JETは、認証取得者に、認証製品を製造工場等から出荷するまでの間に、全ての認証製品に、JETが別に定めるJETPV_m認証マーク（以下「認証マーク」といいます。）を表示していただきます。

31.2 認証取得者は、認証マークとともに次の事項を表示するものとします。

- 1) 認証取得者名又は認証取得者の略称若しくは登録商標等の認証取得者を識別できるもの
- 2) 型番又は型名
- 3) 電気定格（公称最大出力、最大システム電圧）

31.3 JETは、認証取得者に、認証マークの表示箇所を記載した書面を、あらかじめ届け出ていただきます。

31.4 前項の場合において、認証取得者は、その略称又は登録商標等を表示するときは、あらかじめJETに届け出るものとします。

31.5 第31.2項の表示は、認証製品の購入者が容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法で認証製品の本体（銘板又は銘板の近傍）に表示していただきます。

31.6 認証取得者は、認証マークの形状を改変してはならないものとします。

3 2. 認証マークの使用管理等

32.1 JETは、認証取得者に、あらかじめ認証マーク管理責任者を定めていただき、届け出ていただきます。認証マーク管理責任者を変更する場合も同様とします。

32.2 JETは、認証マーク管理責任者に、認証マークを表示した認証製品の出荷量を管理し、かつ、定期的に当該出荷量を報告していただきます。

32.3 JETは、認証取得者における認証マークを表示した製品の出荷量について、随時監査することができるものとします。

3 3. 認証マークの誤用等

33.1 JETは、認証取得者が認証製品以外のものに第31.1項の認証マークを表示して販売したときは、当該製品から認証マークの削除を認証取得者に求めることができます。

33.2 前項の要求を受けた認証取得者は、その状況をJETに報告するものとします。

33.3 JETは、認証取得者に、JETPV_m認証を取得していないモジュールに対して、JETPV_m認証製品であるかのような表示、公表その他第三者の誤解を招くような公表を行うことを、禁止します。

3 4. 品質等の維持義務

34.1 JETPV_m認証は、第4.1項の規定により申込みがあった認証対象モデルに対して、第7項に規定する認証登録の要件及び第10項に規定する認証登録の有効期間の各号に適合していることを、通常必要とされる注意義務をもって行うものであり、認証マークを表示する認証製品個々の性能、信頼性及び安全性を保証するものではありません。

34.2 JETは、認証取得者に対して認証マークを表示する認証製品について、認証書に記載された性能、安全性等に関する仕様を遵守し、又その品質を維持する責任を負っていただきます。

35. 事故責任の帰属

認証マークを表示した認証製品に事故が生じた場合、その処理及び損害賠償の責務は、当該認証モデルの認証取得者に帰属するものとします。

36. 記録の作成及び保存

36.1 JETは、この規定の実施に関する記録を作成し、次により保存します。

- 1) 認証等に関する記録は、認証(更新を含む。)の有効期間が満了した日から起算して25年
- 2) 前号以外の記録は、JETが別に定める期間

36.2 JETは、保存期間を経過した記録を破棄します。

37. 認証取得者における検査記録の保管等

37.1 JETは、認証取得者において、認証製品の社内検査記録を少なくとも5年保管していただきます。

37.2 JETは、定期工場調査時、立入工場調査時、定期信頼性保証体制調査時、立入信頼性保証体制調査時その他必要ある場合には、前項の社内検査記録を調査することができるものとします。

38. 苦情の受付、記録等

38.1 認証取得者には、認証マークを表示した認証製品について第三者から申し立てられた苦情を受け付け、処理し、その概要と対応措置を記録していただきます。

38.2 JETは、前項の記録を閲覧できるものとし、認証取得者には、JETの請求により、これを提出していただきます。

38.3 第三者がJETに対して認証マークを表示した認証製品に対する苦情を申し立てたときには、JETは、これを認証取得者に連絡します。

38.4 第三者からの苦情がJET P V m認証業務に係るものであるときは、JETは、認証取得者と協議のうえ、その処理にあたるものとします。

38.5 認証マークを表示した認証製品に関して、認証取得者と第三者との間において紛争が生じたときは、認証取得者にはその責任と負担において解決を図っていただきます。

38.6 前項の場合において、JETが第三者に対し損害賠償その他の負担をさせられた

ときは、認証取得者には、JETの求償に応じていただきます。

38.7 JETは、認証マークが表示された認証製品の認証試験基準適合性、事故原因究明、再発防止策等について、認証取得者に協力します。

39. 認証料等

39.1 JETは、認証取得者又は認証申込者に対して、別に定める「JETPV_m認証手数料表」に基づく認証料等を、請求します。

39.2 JETは、前項の認証料等を、現金、記名式若しくは持参人払いの小切手、JETの取引銀行への払込み又は郵便通常為替によって、納入していただきます。

40. 認証料等の返還

JETは、第39.1項の規定により請求した額を超過して収納したときは、その超過した額を、認証取得者又は認証申込者に返還します。

41. 承継

41.1 JETは、認証取得者が当該認証に係る事業の全部を譲渡し、又は認証取得者について相続若しくは合併があったときは、その事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人の届け出により、その認証取得者の地位を承継することを認めます。

41.2 前項の届け出には、その事実を証する書面を添付していただきます。

41.3 JETは、第12.1項の規定により承継を認めたときは、認証登録簿に記録するとともに、その旨をJETのホームページ等に掲載し、公表します。

42. 守秘義務

JETは、認証申込者又は認証取得者から知り得たモジュール及びその製造に関する一切の情報を認証業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は認証取得者等の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らさないものとし、ただし、認証の後にJETの故意又は過失によらないで公知になった情報及びJETが第三者から適法に取得した情報は除きます。

43. 試験等に際しての損害

JETは、認証試験若しくは確認試験又は工場調査に際し、認証申込者又は認証取得者に生じた損害については、JETに故意又は過失があったときを除き、その責任を負わないものとし、

4 4. 苦情及び異議申し立て

44.1 認証申込者又は認証取得者は、JETが行うJETPVM認証業務について、苦情、異議等が生じた場合は、JETに対して、書面によって申し立てることができます。

44.2 JETは、前項の申し立てを受けた場合は、JETが別途定める手順によって、誠意をもって、対応させていただきます。

4 5. 当事者間の紛争の処理

JETは、JET並びに認証申込者又は認証取得者の間に、この業務規程の権利義務について紛争が生じたときは、認証申込者又は認証取得者の協力を得て、法令及び慣習に則り誠意をもって解決にあたります。

4 6. 認証制度運営委員会

46.1 JETは、JETPVM認証制度を公平かつ適正に実施するため、JETが別に設ける委員会において、その運営を審議します。

46.2 JETは、JETPVM認証制度、JETPVM認証試験基準等の重要事項を改正する場合には、事前に前項の委員会に諮り、その意見を尊重します。

4 7. 合意管轄

この業務規程の権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とします。

4 8. 様式

この業務規程における申込書、認証書、届等に係る様式は、JETが別に定める「JETPVM認証に係る申込書等の様式」によるものとします。

4 9. 実施要領等

JETは、この規程の実施を円滑に行うために、別に内規を定めることができるものとします。

附則（平成16年6月1日改正）

この規程は、平成16年6月1日から施行する。

附則（平成17年12月26日改正）

この規程は、平成17年12月26日から施行する。

附則（平成19年6月1日改正）

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附則（平成21年3月19日改正）

この規程は、平成21年3月19日から施行する。

附則（平成22年3月17日改正）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成22年4月1日から施行する。なお、平成22年4月1日以降の認証分から適用する。

（経過措置）

第2条 平成22年4月4月1日以降に3年間の有効期限が切れる「性能+安全認証」については、2年間有効期限を延長する。

2 この規程施行前に認証された「性能のみ認証」モデルについては、従前のおお、認証後3年間を経過した日、又は平成23年3月31日のいずれかの早い日に認証を無効とする。

附則（平成24年6月1日改正）

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附則（平成25年9月19日改正）

この規程は、平成25年9月19日から施行する。